

◎新潟県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、新潟県病院局の職員が結成し、又は加入する新潟県立病院労働組合について、新潟県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成31年4月18日次のとおり認定した。

なお、平成28年新潟県労働委員会告示第2号は廃止する。

令和元年5月10日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

勤務箇所	役職名
本 庁	局長 次長 参与 参事 課長 業務指導監 課長補佐 経営企画員 総務係長 職員係長 総務課の副参事、主査、主任及び主事（給与、人事、労働組合に関する事務を行う者に限る。）
病 院	院長 参与 副院長 循環器病センター長 がん予防総合センター長 診療部長（がんセンター新潟病院にあつては臨床部長、研究部長及び情報調査部長） 内視鏡センター長 薬剤部長（中央病院、精神医療センター、吉田病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院に限る。） 看護部長 事務長 事務長補佐
看護専門学校	学校長 教頭 事務長